

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障害や精神疾患を理由に、本人の同意がなくても不妊手術を認めていましたが、平成8年に障害者差別に該当する条文が削除され、母体保護法に改正されました。

厚生労働省によると、旧優生保護法のもとで不妊手術を受けた障害者らは約2万5,000人で、このうち約1万6,500人は本人の同意なしに施術されたと報告されています。

本人の意思に反して施術されたとすれば人権上問題があり、同様の不妊手術が行われていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられています。旧優生保護法の改正から20年以上が経過しており、我が国においても早急に当事者の救済を図るべきです。

よって、国会及び政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を速やかに行うこと。
2. 実態調査の際、都道府県が所有する優生保護審査会の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。あわせて、個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り広範囲に収集するよう努めること。
3. 旧優生保護法のもとで不妊手術を受けた障害者らの高齢化が進んでいることを考慮し、一刻も早く的確な救済措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年7月2日

枚方市議会議長 岡 林 薫

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

厚生労働大臣